

<本通知のポイント>

国による「まん延防止等重点措置」適用の期限の延長を受け、令和3年（2021年）8月24日付け教義第506号、教特第269号、教体第684号、教人第765号による対応を、令和3年9月30日（木）まで延長することについてお知らせします。

教義第569号  
教特第300号  
教体第741号  
教人第864号

令和3年（2021年）9月9日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底について（通知）

本県においては、現在、新型コロナウイルス感染症について、「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、この度、令和3年（2021年）9月30日（木）まで延長されることになりました。

また、県内の学校においても、引き続き児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況があります。

各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和3年（2021年）8月24日付け教義第506号、教特第269号、教体第684号、教人第765号で通知した対策の期間を、令和3年（2021年）9月30日（木）まで延長することとします。

なお、部活動の対応については、下記のとおりとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知くださるとともに、家庭と感染拡大への危機感を共有し、引き続き感染拡大防止のために連携して取り組むよう指導をお願いします。

また、分散登校を実施する学校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、引き続き、オンライン等による学習支援を行うなど適切に対応をお願いします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

部活動は、令和3年（2021年）9月30日（木）まで、原則中止とする。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

なお、その際、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。

また、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動す

ることがないようにすること。

学校は、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間（大会前3週間を限度とする）が必要な場合又は大会2週間前からの練習試合（県内に限る）が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること  
義務教育課 藤岡、松山、平野  
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
義務教育課 塩村、小原  
096-333-2689
- 教職員に関すること  
学校人事課 平井、池田  
096-333-2695